

新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年二月三日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第五号

新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律

(新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部改正)

第一条 新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の三」に、「第四章 新型コロナウイルス等緊急事態措置」を「第三章の二 新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置(第三十一条の四―第三十一条の六)」に、「第六章 雑則(第七十一条―第七十五条)」を「第五章の二 新型コロナウイルス等対策推進会議(第七十条の二―第七十条の十)」に、「第七十八条」を「第八十条」に改める。

第一条中「おける措置」の下に、「新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置」を加える。
第二条第一号中「及び同条第九項」を「第六条第二項第二号イ及び第十四条において単に「新型コロナウイルス等感染症」という。)、感染症法第六条第八項に規定する指定感染症(第十四条の報告に係るものに限る。)、及び感染症法第六条第九項に改め、「限る」の下に「第十四条において単に「新感染症」という」を加え、同条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置(第三十一条の四第一項の規定による公示がされた時から同条第四項の規定により同条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体がこの法律の規定により実施する措置をいう。
第四条第一項中「予防」の下に「及び感染の拡大の防止」を加える。

第六条第二項第二号イ中「感染症法第六条第七項に規定する」を削り、「のインフルエンザ」を「の感染性の疾病」に改め、同条第五項中「感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者」を「第七十条の二の新型コロナウイルス等対策推進会議」に改める。

第七条中第八項を削り、第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
第八条第七項中「第六条第五項及び前条第七項」を「前条第三項及び第八項」に改める。
第九条第五項中「第七条第七項」を「第七条第八項」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス等対策を実施するに当たっては、新型コロナウイルス等及び地方公共団体は、新型コロナウイルス等対策を実施するに当たっては、新型コロナウイルス等に起因する差別的取扱い等(次に掲げる行為をい、以下この項において「差別的取扱い等」という。)及び他人に対して差別的取扱い等を行うことを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型コロナウイルス等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同じの集団に属する者(以下この項において「新型コロナウイルス等患者等」という。)の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型コロナウイルス等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型コロナウイルス等患者等に対する相談支援並びに新型コロナウイルス等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

一 新型コロナウイルス等患者等であること又は新型コロナウイルス等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い

二 新型コロナウイルス等患者等の名誉又は信用を毀損する行為

三 前二号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス等患者等の権利利益を侵害する行為

第十四条中「又は」を「若しくは」に、「新型コロナウイルス等」を「新型コロナウイルス等感染症若しくは新感染症」に改め、「とき」の下に「又は感染症法第六条第八項に規定する指定感染症が、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものと認めるとき」を加える。

第十七条第二号中「第二十條第一項」の下に、「第三十一條の五」を加える。

第十八条第四項中「感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者」を「第七十條の二の新型コロナウイルス等対策推進会議」に改める。

第二十一条第一項中「若しくは感染症法」の下に「第六條第八項若しくは」を加える。

第二十九条第五項中「診療所若しくは」の下に「感染症法第四十四條の三第二項若しくは第五十條の二第二項に規定する」を加える。

第三章中第三十一條の次に次の二條を加える。

(臨時の医療施設等)

第三十一條の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設(第四項において「医療施設」という。)であつて都道府県知事が臨時に開設するもの(以下この条、次条及び第四十九條において「臨時の医療施設」という。)において医療を提供しなければならない。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。

3 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十七條第一項及び第二項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設については、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

4 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五條第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第十号)第七十七條第一項、第三項及び第四項の規定は都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について、建築基準法第八十七條の三第一項本文、第三項及び第四項の規定は都道府県知事が建築物の用途を変更して臨時の医療施設として使用する場合における当該臨時の医療施設について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十五條第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型コロナウイルス等対策特別措置法第十五條第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と、「非常災害区域等(非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七條の三第一項中「その災害が発生した日から一月以内」とあるのは「同法第二十一條第一項の規定に

より当該政府対策本部が廃止されるまでの間」と、同項中「非常災害があつた」とあるのは「新型コロナウイルス等対策特別措置法第十五條第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と、「非常災害区域等」とあるのは「都道府県の区域」と、景観法第七十七條第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型コロナウイルス等対策特別措置法第十五條第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するもの」とあるのは「都道府県の区域」と、「その災害が発生した日から一月以内」とあるのは「同法第二十一條第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間」と読み替へるものとする。

5 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。

6 都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第七條第一項に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で都道府県の区域内において診療所を開設したものが、第十五條第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一條第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間における患者等に対する医療の提供を行うことを目的として、同法第七條第二項の規定による許可を受けなければならない事項の変更をしようとする場合については、当該医療の提供を行う期間(六月以内の期間に限る)に限り、同項の規定は、適用しない。

7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事(診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)に当該変更の内容を届け出なければならない。

(臨時の医療施設を開設するための土地等の使用)

第三十一條の三 都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資(以下この条、第四十九條及び第七十二條第三項において「土地等」という。)を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

第三章の次に次の一章を加える。

第三十一條の二 新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置

(新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置の公示等)

第三十一條の四 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。)が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型コロナウイルス等のまん延を防止するため、新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

一 新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置を実施すべき期間

二 新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置を実施すべき区域

三 当該事態の概要

2 前項第一号に掲げる期間は、六月を超えてはならない。

3 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等の発生の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、更に六月を超えない範囲内において当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をするものとする。当該延長に係る期間が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

4 政府対策本部長は、第一項の規定による公示をした後、新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、同項に規定する事態が終了した旨を公示するものとする。

5 政府対策本部長は、第一項又は第三項の規定による公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

6 都道府県対策本部長は、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る第一項、第三項又は第四項の規定による公示を行うよう要請することができる。

(政府対策本部長の指示)

第三十一条の五 政府対策本部長は、前条第一項に規定する事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要限度において、都道府県(その区域の全部又は一部が前条第一項第二号に掲げる区域内にある都道府県に限る。以下この章において同じ。)の知事(以下この章において「都道府県知事」という。)に対し、必要な指示をすることができる。この場合においては、第二十条第三項及び第四項の規定を準用する。

(感染を防止するための協力要請等)

第三十一条の六 都道府県知事は、第三十一条の四第一項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項第二号に掲げる区域(以下この条において「重点区域」という。)における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業者を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

2 都道府県知事は、第三十一条の四第一項に規定する事態において、当該都道府県の住民に対し、前項の当該都道府県知事が定める期間及び区域において同項の規定による要請に係る営業時間以外の時間に当該業態に属する事業が行われている場所のみだりに出入りしないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

3 第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、都道府県知事は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があると認めるときに限り、当該者に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、第一項若しくは第二項の規定による要請又は前項の規定による命令を行う必要があるかを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定による要請又は第三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。

第三十二条第一項中「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。」を削る。

第四十五条第二項中「の期間」の下に「並びに発生の状況」を、「次項」の下に「及び第七十二条第二項」を加え、同条第三項中「指示する」を「命ずる」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「指示」を「命令」に改め、「遅滞なく」を削り、「公表しなければならぬ」を「公表することができる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定都道府県知事は、第一項若しくは第二項の規定による要請又は前項の規定による命令を行う必要があるかを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

第四十九条の見出し中「土地等」を「新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設を開設するための土地等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「特定都道府県知事が新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設を開設するため土地等を使用する必要があると認める」に改め、「ないのに」の下に「第三十一条の三の」を加え、「同項」を「同条」に改め、同項を同条とする。

第六十二条第一項中「第二十九条第五項」の下に、「第三十一条の三」を加える。

(事業者に対する支援等)

第六十三条の二 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいて医療の提供体制の確保を図るため、新型インフルエンザ等対策に協力する病院その他の医療機関及び医療関係者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六十五条中「除き」の下に、「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」を加える。

第六十六条の見出し中「特定市町村長が特定都道府県知事を「市町村長が都道府県知事」に改め、同条第一項中「特定都道府県知事は、特定都道府県知事が第四十八条第二項」を「都道府県知事は、都道府県知事が第三十一条の二第二項」に、「特定市町村長」を「市町村長」に改め、同条第二項中「特定都道府県知事は、第四十八条第二項」を「都道府県知事は、第三十一条の二第二項」に、「特定市町村長」を「市町村長」に、「特定都道府県知事が」を「都道府県知事が」に、「特定市町村長」を「市町村長」に改める。

第六十九条第一項中「第四十八条第一項」を「第三十一条の二第一項」に改める。

2 国は、前条及び前項に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第五章の次に次の一章を加える。

第七十条の二 新型インフルエンザ等対策推進会議
(設置)
第七十条の二 新型インフルエンザ等対策の推進を図るため、内閣に、新型インフルエンザ等対策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)
第七十条の三 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第六条第五項又は第十八条第四項の規定により内閣総理大臣又は政府対策本部長に意見を述べること。

二 前号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策について調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は政府対策本部長に意見を述べること。

(組織)
第七十条の四 会議は、委員三十五人以上をもって組織する。

(委員)
第七十条の五 委員は、感染症に関して高い識見を有する者その他の学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

(議長)
第七十条の六 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

2 議長は、会務を総理する。
3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務)
第七十条の七 会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。
(主任の大臣)

第七十条の八 会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
(資料の提出その他の協力)

第七十条の九 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)

第七十条の十 この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十一条第一項中「第四十九条第二項」を「第四十九条」に改める。

第七十二条第五項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「特定都道府県」を「都道府県」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「特定都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「特定都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、「長は、」の下に「第三十一条の三若しくは」を加え、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

都道府県知事は、第三十一条の六第三項の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定による要請を受けた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、第四十五条第三項の規定の施行に必要な限度において、同条第二項の規定による要請を受けた施設管理者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該要請に係る施設若しくは当該施設管理者等の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第七十三条中「第四十八条第七項」を「第三十一条の二第七項」に改める。

第七十六条中「搬出した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第七十七条中「第七十二条第一項」を「第七十二条第三項」に、「第二項」を「第四項」に改め、「した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

本則に次の二条を加える。
第七十九条 第四十五条第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の過料に処する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十一条の六第三項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

附則第一条の二を削る。
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「第十二章 費用負担(第五十七條、第六十三條)」を「第十二章 感染症及び病原体等に関する調査及び研究(第五十六條の三十九)」に、「第十三章 費用負担(第五十七條、第六十三條)」を「第八十一条」を「第八十三條」に改める。

第六条第三項第六号中「新型コロナウイルス感染症」の下に「第七項第三号に掲げる新型コロナウイルス感染症及び同項第四号に掲げる再興型新型コロナウイルス感染症を除く。第六項第一号及び第二十三項第一号において同じ。」を加え、同条第七項に次の二号を加える。

三 新型コロナウイルス感染症(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう)。

四 再興型コロナウイルス感染症(かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であつてその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであつて、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう)。

第七条第一項中「第二章及び第十三章」を「第十三章及び第十四章」に改める。

第九条第三項中「五年」を「六年」に改める。
第十二条第一項中「都道府県知事」の下に「(保健所を設置する市又は特別区(以下「保健所設置市等」という。)にあつては、その長。以下この章(次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第十三項を除く。)において同じ。)」を加え、同条第三項中「その管轄する区域外に居住する」を「次の各号に掲げる」に、「その者の居住地を管轄する都道府県知事」を「当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 その管轄する区域外に居住する者 当該者の居住地を管轄する都道府県知事(その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事)
- 二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者 当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長

第十二条第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「及び第三項」を「から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 前二項の規定は、保健所設置市等の長が第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事(次項各号において「管轄都道府県知事」という。)」と、前項第一号及び第二号中「その管轄する」とあるのは「管轄都道府県知事の管轄する」と、同条中「保健所設置市等の長」とあるのは「当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長」と読み替へるものとする。

5 第一項又は第二項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の場合において、これらの規定による届出、報告又は通報(以下この項において「届出等」という。)をすべき者が、当該届出等に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、自ら及び当該届出等を受けるべき者(第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む。)が電磁的及び電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう)を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講じたときは、当該届出等をしたものとみなす。

第十三条第四項中「その管轄する区域外において飼育されていた」を「次の各号に掲げる」に、「動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事」を「各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 その管轄する区域外において飼育されていた動物 当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事(その場所が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その場所を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事)
- 二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内において飼育されていた動物 当該動物が飼育されていた場所を管轄する保健所設置市等の長

第十三条第五項中「前二項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前二項の規定は、保健所設置市等の長が第一項又は第二項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事（次項各号において「管轄都道府県知事」という。）」と、前項第一号及び第二号中「その管轄する」とあるのは「管轄都道府県知事の管轄する」と、同号中「保健所設置市等の長が」とあるのは「当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長が」と読み替えるものとする。

6 前条第五項の規定は、第一項並びに第三項及び第四項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の場合について準用する。

4 第十二条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「報告又は通報」とあるのは「又は報告」と、「者（第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

5 第十二条第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「届出、報告又は通報（以下この項において「届出等」という。）」とあるのは「報告」と、「当該届出等」とあるのは「当該報告」と、「者（第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第十五条第十二項中「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項中「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十項を第十七項とし、第九項を第十六項とし、同条第八項中「都道府県知事」の下に「及び保健所設置市等の長（次項において「都道府県知事等」という。）」を、「厚生労働大臣」の下に「保健所設置市等の長にあつては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事」を加え、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

14 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域における感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を当該他の都道府県知事等に通報しなければならない。

15 第十二条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「届出、報告」とあるのは「報告」と、「届出等」とあるのは「報告等」と、「者（第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第十五条第七項を第十二項とし、同条第六項中「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者は」を削り、「よる質問」を「より質問を受け」に改め、「調査」の下に「を求められた者（次項に規定する特定患者等を除く。）は、当該質問又は必要な調査」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

8 都道府県知事又は厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者（以下この項において「特定患者等」という。）が第一項又は第二項の規定による当該職員の問題又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない場合において、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、その特定患者等に対し、当該質問又は必要な調査（第三項（第六項において準用される場合）第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。）及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合（同条第二項の政令を含む。））及び第五十三条第一項の期間が延長される場合を含む。）の規定による求めを除く。）に必ずしも従うことを命ずることができる。

9 前項の命令は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

10 都道府県知事又は厚生労働大臣は、第八項の命令をする場合には、同時に、当該命令を受ける者に対し、当該命令をする理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで命令をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

11 都道府県知事又は厚生労働大臣は、前項ただし書の場合においては、第八項の命令の後相当の期間内に、当該命令を受けた者に対し、前項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第十五条中第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、感染症の患者を迅速に見つけることにより、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、感染症の性質、当該都道府県知事の管轄する区域内における感染症の患者の病状又は数、感染症が発生している施設又は業務の種類並びに当該種類ごとの感染症の発生及びまん延の状況並びに感染症を公衆にまん延させるおそれその他の事情を考慮して、前項の規定による求めを行うものとする。

第十五条の二第三項中「前条第七項」を「前条第十二項」に改める。

第十五条の三第四項中「第十五条第七項」を「第十五条第十二項」に改める。
第十六条の二の見出しを「協力の要請等」に改め、同条中「状況」の下に「並びに病原体等の検査の状況」を、「医師」の下に「医療機関」を、「医療関係者」の下に「又は病原体等の検査その他の感染症に関する検査を行う民間事業者その他の感染症試験研究等機関」を加え、同条に次の二項を加える。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による協力の求めを行った場合において、当該協力を求められた者が、正当な理由がなく当該協力の求めに応じなかったときは、同項に定める措置の実施に協力しよう勧告することができる。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
第二十二条の二の次に次の一条を加える。

（都道府県知事による調整）

第二十二条の三 都道府県知事は、一類感染症のまん延により当該都道府県知事の管轄する区域の全部又は一部において感染症指定医療機関が不足するおそれがある場合その他当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者に対し、第十九条又は第二十条の規定による入院の勧告又は入院の措置その他の事項に関する総合調整を行うものとする。

第二十六条中「及び新型インフルエンザ等感染症」を削り、「こと若しくは当該感染症」を「こと又は当該感染症」に改め、「又は新型インフルエンザ等感染症の病原体を保有していないこと」を削り、「若しくは当該感染症」を「又は当該感染症」に改め、「又は新型インフルエンザ等感染症の病原体を保有しているかどうか」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、新型インフルエンザ等感染症の患者について準用する。この場合において、第十九条第一項中「患者に」とあるのは「患者（新型インフルエンザ等感染症（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）の患者にあつては、当該感染症の病状又は当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤化するおそれを勘案して厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であつて第四十四条の三第二項の規定

による協力の求めに応じないものに限る。」と、同項及び同条第三項並びに第二十条第一項及び第二項中「特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関」と、第十九条第三項及び第二十条第二項中「特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関」と、第二十一条中「移送しなければならぬ」とあるのは「移送することができる」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十六条の二中「前条」を「前条第一項」に改める。

第三十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県は、前項に定めるもののほか、都道府県知事が第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条若しくは第二十条又は第四十六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者が第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項の規定による協力の求めに応じない者であるときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による負担の全部又は一部をすることを要しない。ただし、当該患者若しくはその配偶者又は民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者が第一項の費用の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、この限りでない。

第四十二条第一項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、同条第二項中「第三十七条第三項」を「第三十七条第四項」に改める。

第四十四条の二第二項中「病原体であるウイルスの血清型及び」を「病原体の一」に改める。

第四十四条の三の見出し中「協力」を「報告又は協力」に改め、同条第一項中「報告を」の下に「求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を」を加え、同条第二項中「新型インフルエンザ等感染症」の下に「病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。第七項において同じ。」を加え、前項の規定により報告を求めた者に対し、同項の規定により定めた期間内において、「を」を「当該感染症の患者に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまで、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設（当該感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。同項において同じ。）若しくは」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第三項中「報告又は」を「報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、前二項の規定により」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項又は第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、市町村の長と連携するよう努めなければならない。

7 都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めるときは、当該都道府県知事が管轄する区域内における新型インフルエンザ等感染症の患者の病状、数その他当該感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な宿泊施設の確保に努めなければならない。

第四十四条の四第一項中「から第三十三条までの規定並びに第三十四条」を削り、「第十二章及び第十三章」を「第十三章及び第十四章」に改める。

第四十六条第一項中「、新感染症の所見がある者」の下に「（新感染症（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）の所見がある者）であつては、当該新感染症の病状又は当該新感染症にかかった場合の病状の程度が重篤化するおそれを勘案して厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であつて第五十条の二第二項の規定による協力の求めに応じないものに限る。」を加える。

第四十八条の二の次に次の一条を加える。
(都道府県知事による調整)

第四十八条の三 都道府県知事は、新感染症のまん延により当該都道府県知事の管轄する区域の全部又は一部において感染症指定医療機関が不足するおそれがある場合その他当該新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者に對し、第四十六条の規定による入院の勧告又は入院の措置その他の事項に関する総合調整を行うものとする。

第五十条の二の見出し中「協力」を「報告又は協力」に改め、同条第一項中「報告を」の下に「求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該新感染症の感染の防止に必要な協力を」を加え、同条第二項中「、新感染症」の下に「（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）」を加え、前項の規定により報告を求めた者に対し、同項の規定により定めた期間内において、「を」を「当該新感染症の所見のある者に対し、当該新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されるまで、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設（当該新感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。若しくは」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第三項中「報告又は」を「報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、前二項の規定により」に改め、同条第四項中「及び第五項」を「から第六項まで」に、規定は、「を」規定は「に、第二項」を「第一項又は第二項」に改め、「ついで」の下に「同条第七項の規定は都道府県知事が第二項の規定により協力を求める場合について、それぞれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第七項中「新型インフルエンザ等感染症の患者」とあるのは「第五十条の二第二項に規定する新感染症の所見がある者」と、「当該感染症」とあるのは「当該新感染症」と、「宿泊施設」とあるのは「同項に規定する宿泊施設」と読み替えるものとする。

第五十一条の二第一項中「若しくは」を「若しくは」に、「とき」を「とき、又は都道府県知事がこの章の規定に違反し、若しくはこの章の規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠つてい場合において、新感染症の発生を予防し、若しくはその全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、当該」に改める。

第五十三条第一項中「第十二章及び第十三章」を「第十三章及び第十四章」に改める。

第五十三条の二第一項中「第十三章」を「第十三章」に改め、同条第二項中「、保健所を設置する市及び特別区」を「及び保健所設置市等」に、「保健所を設置する市又は特別区」を「又は保健所設置市等」に改め、同条第三項中「特別区及び保健所を設置する市」を「保健所設置市等」に改める。

第五十三条の七第一項中「保健所を設置する市又は特別区」を「保健所設置市等」に、「市長又は区長」を「保健所設置市等の長」に改める。

第六十八条第一項中「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第六十九条第一項中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同項第一号及び第二号中「者」を「とき」に改める。

第七十条中「輸入した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第七十一条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改める。

第七十二条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第八号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第七十三条第二項中「以下この項及び第七十七条において同じ。」及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合（を）を「以下同じ。」及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合（を）に、「以下この項及び第七十七条において同じ。」を「以下同じ。」を「に、第四十四条の三第一項（を）を「第四十四条の三第一項若しくは第二項（これらの規定が、）に、第五十条の二第一項」を「第五十条の二第一項若しくは第二項」に、「第四十四条の三第二項（第七十条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）若しくは第五十条の二第二項の規定による」を「若しくは」に改める。

第七十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「違反したとき」を「違反したとき」に改め、同条第五号から第八号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第七十六条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第五号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第七十七条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十二条第一項」を「医師が第十二条第一項」に、「第四項又は同条第六項」を「第六項又は同条第八項」に、「医師」を「とき」に改め、同条第二号中「第十三条第一項」を「獣医師が第十三条第一項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「獣医師」を「とき」に改め、同条第三号中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「者であつて」を「場合において」に、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第五号中「保健所を設置する市及び特別区」を「保健所設置市等」に、「者」を「とき」に改め、同条第六号から第九号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第八十条 第十九条第一項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第四十六条第二項若しくは第三項の規定による入院の措置により入院した者がその入院の期間（第二十条第四項若しくは第二十六条において準用する同項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）又は第四十六條第四項の規定により延長された期間を含む。）中に逃げたとき又は第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第二項若しくは第三項若しくは第四十六條第二項若しくは第三項の規定による入院の措置を実施される者（第二十三条若しくは第二十六条において準用する第二十三条（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）又は第四十九條において準用する第十六條の三第五項の規定による通知を受けた者に限る。）が正当な理由がなくその入院すべき期間の始期までに入院しなかつたときは、五十万円以下の過料に処する。

第八十一条 第十五条第八項の規定（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）による命令を受けた者が、第十五条第一項若しくは第二項の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）による当該職員の問題に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなくこれらの規定による当該職員の調査（第十五条第三項（同条第六項において準用される場合、第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定による求めを除く。）を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過料に処する。

第十四章を第十五章とする。

第六十三条の二中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の規定によるほか、都道府県知事がこの法律若しくはこの法律に基づく政令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠つておる場合において、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はその全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、この法律又はこの法律に基づ

く政令の規定により都道府県知事が行う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（第六十五条及び第六十五条の二において「第一号法定受託事務」という。）に関し必要な指示をすることが出来る。

第六十四条の見出しを「（保健所設置市等）」に改め、同条第一項中「保健所を設置する市又は特別区」を「保健所設置市等」に、「第三号」を「第四号」に、「第十四条第一項及び第五項、第十四条の二第一項及び第七項」を「第二十二條の三」に改め、「（結核指定医療機関に係る部分を除く。）」の下に、「第四十四条の三第七項（第五十条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十八條の三」を加え、「市長」又は「区長」を「保健所設置市等の長」に、「市」又は「区」を「保健所設置市等」に改める。

第六十四条の二中「前条」を「第三章（第十二条第二項及び第三項、第十三条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第十三項を除く。次条第二項において同じ。）及び前条」に改め、「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第六十五条第一項中「保健所を設置する市又は特別区」を「保健所設置市等」に改め、「地方自治法第二條第九項第一号に規定する」及び「次項及び次条において「第一号法定受託事務」という。）」を削り、同条第二項中「保健所を設置する市又は特別区の長が」を「保健所設置市等の長が、第三章又は」に改める。

第六十五条の二中「第十二条第四項、同条第五項」を「第十二条第六項、同条第七項」に改め、「及び第三項」の下に、「同条第七項において準用する同条第四項において準用する同条第二項及び第三項」を加え、「第十六条並びに第十六条の二を「並びに第十六条」に、「から第三項まで」を「第二項及び第七項」に、「及び第五項並びに」を「から第六項まで並びに」に、「保健所を設置する市又は特別区」を「又は保健所設置市等」に改める。

第十三章を第十四章とする。

第五十八条第一号中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

第五十八條第一号中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

第十二章を第十三章とし、第十一章の次に次の一章を加える。

第十二章 感染症及び病原体等に関する調査及び研究

第五十六条の三十九 国は、第十五条の規定に基づく調査の結果その他のこの法律に基づく調査、届出その他の行為により保有することとなつた情報を活用しつづ、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる感染症の発病の機構及び感受性、感染症にかつた場合の病状並びに感染症の診断及び治療の方法並びに病原体等に関する調査及び研究を推進するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する調査及び研究の成果を適切な方法により感染症の発病の機構及び感受性、感染症にかつた場合の病状並びに感染症の診断及び治療の方法並びに病原体等に関する調査及び研究を行う者、医師その他の関係者に対して積極的に提供するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究並びに前項の規定による当該調査及び研究の成果の提供に係る事務を国立研究開発法人国立国際医療研究センターその他の機関に委託することができる。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定により第一項に規定する調査及び研究の成果を提供するに当たっては、個人情報保護の保護に留意しなければならない。

第三条 検疫法（昭和二十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項中「前条第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同号」を「それぞれ同条第一号又は第二号」に改める。

第十四条第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二条第二号に掲げる感染症の患者又は当該感染症の病原体に感染したおそれのある者に対して、当該感染症の感染の防止に必要な報告又は協力を求めること。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する調査及び研究の成果を適切な方法により感染症の発病の機構及び感受性、感染症にかつた場合の病状並びに感染症の診断及び治療の方法並びに病原体等に関する調査及び研究を行う者、医師その他の関係者に対して積極的に提供するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究並びに前項の規定による当該調査及び研究の成果の提供に係る事務を国立研究開発法人国立国際医療研究センターその他の機関に委託することができる。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定により第一項に規定する調査及び研究の成果を提供するに当たっては、個人情報保護の保護に留意しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定によるほか、都道府県知事がこの法律若しくはこの法律に基づく政令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠つておる場合において、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はその全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、この法律又はこの法律に基づ

第十四条第二項中「第三号」を「第四号」に、「第六号」を「第七号」に改める。
 第十六条第二項中「又は宿泊施設」の下に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の第三第二項に規定する宿泊施設をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。」を加える。
 第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（感染を防止するための報告又は協力）

第十六条の二 第十四条第一項第三号の規定による求めは、第二条第二号に掲げる感染症の患者については、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることにより行う。

2 第十四条第一項第三号の規定による求めは、第二条第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の潜伏期間を考慮して定められた期間において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることにより行う。

3 第一項の規定により報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、前二項の規定により協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

4 第一項の規定による協力の求めに応じない患者に対する第十五条第一項の規定の適用については、同項中「委託して行う」とあるのは「委託し、又は宿泊施設（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の第三第二項に規定する宿泊施設をいう。第二号において同じ。）の管理者の同意を得て当該宿泊施設内に収容して行う」と、同項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と「同じ」とあるのは「同じ」又は「又は」に改める。

第三十二条第一項中「左に」を「次に」に、「政令の」を「政令で」に改め、同項第一号中「第十四条第一項第三号、第四号又は第六号」を「第十四条第一項第四号、第五号又は第七号」に改める。
 第三十四条の二第三項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」を「第十四条第一項第一号、第二号及び第四号から第七号まで」に改める。

第三十五条中「一に」を「いづれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改める。

第三十六条中「一に」を「いづれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第四号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第五号中「第十四条第一項第一号から第三号まで、第六号又は第七号」を「第十四条第一項第一号、第二号、第四号、第七号又は第八号」に、「者」を「とき」に改め、同条第六号中「第十四条第一項第五号」を「第十四条第一項第六号」に、「者」を「とき」に改め、同条第七号から第十一号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第三十七条中「一に」を「いづれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第七号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第三十八条中「一に」を「いづれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改める。

附則
 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中新型コロナウイルス等対策特別措置法目次の改正規定（第六章 雑則（第七十一条―第七十五条）を「第五章の二 新型コロナウイルス等対策推進会議（第七十条の二―第七十条の十）」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の改正規定、同法第十八条第四項の改正規定及び同法第五章の次に一章を加える改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中新型コロナウイルス等対策特別措置法目次の改正規定（第六章 雑則（第七十一条―第七十五条）を「第五章の二 新型コロナウイルス等対策推進会議（第七十条の二―第七十条の十）」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の改正規定、同法第十八条第四項の改正規定及び同法第五章の次に一章を加える改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

（新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に新型コロナウイルス等対策特別措置法第六条第一項に規定する政府行動計画及び同法第七条第一項に規定する都道府県行動計画、同法第八条第一項に規定する市町村行動計画及び同法第九条第一項に規定する業務計画（以下この項において「行動計画等」という。）に定められている第一条の規定による改正前の新型コロナウイルス等対策特別措置法（以下「旧特措法」という。）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス等対策特別措置法（同条第三項の規定により行動計画等に定められているものとみなされた事項を含む。）は、第一条の規定による改正後の新型コロナウイルス等対策特別措置法（以下「新特措法」という。）第二条第一号に規定する新型コロナウイルス等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

2 旧特措法附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症に係る同条第二項の規定により読み替えられた旧特措法第十四条の規定により行われた報告は、新特措法第十四条の規定により行われた報告とみなす。

3 この法律の施行の際現に設置されている旧特措法第十五条第一項に規定する政府対策本部は、新特措法第十五条第一項の規定により設置されているものとみなす。

4 この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）前に旧特措法第三十二条第一項の規定によりされた同項に規定する新型コロナウイルス等緊急事態宣言（当該新型コロナウイルス等緊急事態宣言について、施行日前に同条第三項の規定により同条第一号に掲げる期間が延長され、又は同項第二号に掲げる区域が変更された場合を含む。施行日前に同条第五項の規定により同項に規定する新型コロナウイルス等緊急事態解除宣言がされた場合を除く。次項において単に「新型コロナウイルス等緊急事態宣言」という。）は、新特措法第三十二条第一項の規定によりされたものとみなす。

5 前項の規定により新特措法第三十二条第一項の規定によりされたものとみなされる新型コロナウイルス等緊急事態宣言のうち、施行日前に旧特措法第三十二条第三項の規定により同条第一号に掲げる期間が延長されたものについての旧特措法第三十二条第四項の延長する期間の算定については、施行日前に旧特措法第三十二条第三項の規定による当該延長が行われる前の同条第一項第一号に掲げる期間の最終日の翌日から起算するものとする。

6 第一項から第四項までに規定するもののほか、施行日前に実施された旧特措法第十八条第一項の規定による基本的対処方針の策定又は変更、旧特措法第四十五条第一項又は第二項の規定による要請その他の旧特措法により実施された措置で、新特措法中相当する規定があるものは、新特措法により実施されたものとみなす。

7 新特措法第四十五条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条第二項の規定による要請（前項の規定により新特措法により実施されたものとみなされるものを除く。）について適用する。

8 施行日前に生じた事由に係る旧特措法第六十九条の規定による国、都道府県及び市町村の負担については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う経過措置（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う経過措置）は、第五条第八項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項又は第二項の規定による当該職員との質問又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない特定患者等（同条第八項に規定する特定患者等をいう。）について適用する。

2 第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第八十条の規定は、施行日以後に行われる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による入院の勧告若しくは入院の措置により入院する者又は施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者（施行日以後に行われる同法の規定による入院に係る通知を受けた者に限る。）について適用する。

2 第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第八十条の規定は、施行日以後に行われる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による入院の勧告若しくは入院の措置により入院する者又は施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者（施行日以後に行われる同法の規定による入院に係る通知を受けた者に限る。）について適用する。

2 第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第八十条の規定は、施行日以後に行われる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による入院の勧告若しくは入院の措置により入院する者又は施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者（施行日以後に行われる同法の規定による入院に係る通知を受けた者に限る。）について適用する。

2 第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第八十条の規定は、施行日以後に行われる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による入院の勧告若しくは入院の措置により入院する者又は施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者（施行日以後に行われる同法の規定による入院に係る通知を受けた者に限る。）について適用する。

(政令への委任)
第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。
(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律百十四号)の項中「第十二条第四項、同条第五項」を「第十二条第六項、同条第七項」に改め、「及び第三項」の下に「同条第七項において準用する同条第四項において準用する同条第二項及び第三項」を加え、「第十六条並びに第十六条の二」を「並びに第十六条」に、「から第三項まで」を「第二項及び第七項」に、「及び第五項並びに」を「から第六項まで並びに」に、「保健所を設置する市又は特別区」を「又は保健所設置市等」に改める。
(地方自治法の一部改正)

第六条 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第三十号中「臨時の医療施設における医療の提供並びに」を削り、「係る」の下に「臨時の医療施設における医療の提供」を加える。
(地方税法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)である感染症」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第五十九条第一項
二 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第二条
三 令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律(令和二年法律第二十七号)第三項第一号
四 令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律(令和二年法律第五十五号)第三項第一号

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部改正)
第八条 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)である感染症」に改める。
第三条第一項中「第二条第三号」を「平成二十四年法律第三十一号」第二条第四号」に改める。
(復興庁設置法の一部改正)

第九条 復興庁設置法(平成二十三年法律百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の項中「第二条第四号イ」を「第二条第五号イ」に改める。

内閣総理大臣 菅 義偉
総務大臣 武田 良太
財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久

新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年二月三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二十五号

新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行に伴い、並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第四百四号）第十三条第一項、第二十六条及び第六十六条、検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第十六条第三項、第二十六条、第二十六条の二、第二十七条第一項及び第三十四条の六並びに新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次
第一章 関係政令の整備（第一条―第六条）

第二章 経過措置（第七条・第八条）

附則

第一章 関係政令の整備

（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び新型コロナウイルス感染症を
検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の廃止）

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）
- 二 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第十号中「新型コロナウイルスエンザ等感染症」の下に「（法第六条第七項第三号に掲げる新型コロナウイルス感染症及び同項第四号に掲げる再興型新型コロナウイルス感染症を除く。）」を加える。
第七条中「第二十六条の二」を「第二十六条第一項の二」に改め、同条の表第二十條第一項の項、第二十一条の項、第二十二條第一項及び第二十二條の項及び第二十二條第三項の項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、同表第二十二條の二の項中「第十七條から」を「第十六條の三から第十八條まで及び第二十六條第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十二條の三	第十九條又は第二十條	第二十六條第一項において読み替えて準用する第十九條又は第二十条
---------	------------	---------------------------------

2

第七條の表第二十三條の項中「第二十六條」を「第二十六條第一項」に、「準用する第十九條第三項及び第五項並びに第二十條第二項及び第三項」を「準用する第十九條第三項及び第二十六條第一項において読み替えて準用する第二十條第二項及び第二十六條第一項において準用する第二十條第三項」に、「読み替えて準用する第二十條第四項」を「準用する第二十條第四項」に改め、同表第二十四條の第二項の項中「第二十六條」を「第二十六條第一項」に、「準用する第二十條第二項若しくは第三項」を「準用する第二十條第二項若しくは第二十六條第一項において準用する第二十條第三項」に、「第二十條第二項又は第三項」を「第二十條第二項又は第二十六條第一項において準用する第二十條第三項」に改め、同表第二十五條第四項の項中「第二十六條」を「第二十六條第一項」に、「準用する第二十條第二項若しくは第三項」を「準用する第二十條第二項若しくは第二十六條第一項において準用する第二十條第三項」に改め、同表第二十五條第七項の項中「第二十六條」を「第二十六條第一項」に、「準用する第十九條第三項又は第五項」を「準用する第十九條第三項又は第二十六條第一項において準用する第十九條第五項」に改め、同表に次の一項を加える。

法第二十六條第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十條第一項	前条	第二十六條第二項において読み替えて準用する前条
第二十一條	前二条	第二十六條第二項において読み替えて準用する前二条
第二十二條第一項及び第二項	第十九條又は第二十條	第二十六條第二項において読み替えて準用する第十九條又は第二十條
第二十二條第三項	第十九條若しくは第二十條	第二十六條第二項において読み替えて準用する第十九條若しくは第二十條
第二十二條の二	第十六條の三から第二十一條まで	第十六條の三から第十八條まで及び第二十六條第二項において読み替えて準用する第十九條から第二十一條まで
第二十二條の三	第十九條又は第二十條	第二十六條第二項において読み替えて準用する第十九條又は第二十條
第二十三條	第十九條第一項及び第二十條第一項	第二十六條第二項において読み替えて準用する第十九條第一項及び第二十條第一項

第三條 検疫法施行令(昭和二十六年政令第三百七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第五号中「及び新型インフルエンザ等感染症」を「新型インフルエンザ等感染症」といふ。次号において「感染症法」といふ。第六條第七項第一号に掲げる新型インフルエンザをいふ。別表第二において同じ。及び再興型インフルエンザ(同項第二号に掲げる再興型インフルエンザをいふ。同表において同じ)に改め、同条に次の一号を加える。

六 新型インフルエンザ感染症(感染症法第六條第七項第三号に掲げる新型インフルエンザをいふ。別表第二において同じ)及び再興型インフルエンザ感染症(同項第四号に掲げる再興型インフルエンザ感染症をいふ。同表において同じ)。三百三十六時間

第一条の四中「第十六條の二第四項」を「第十六條の三第四項」に改める。

第二条の二第一項中「麻しん及び新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。次条及び別表第二において単に「新型コロナウイルス感染症」といふ。を「及び麻しん」に改める。

第三条中「ハンタウイルス肺症候群及び新型コロナウイルス感染症」を「及びハンタウイルス肺症候群」に改める。

第五條第六号中「外」を「ほか」に、「から第四号まで又は第六号」を「第二号、第四号、第五号又は第七号」に改める。

第六條中「第三十二條第四項」を「第三十二條第三項」に改める。

第二十四條の二第一項	第十九條若しくは第二十條	第二十六條第二項において読み替えて準用する第十九條若しくは第二十條
第二十五條第一項及び第三項	第二十條第二項若しくは第三項	第二十六條第二項において読み替えて準用する第二十條第二項若しくは第三項
第二十五條第四項	第二十條第二項若しくは第三項	第二十六條第二項において読み替えて準用する第二十條第二項若しくは第三項
第二十五條第七項	第十九條第三項又は第五項	第二十六條第二項において読み替えて準用する第十九條第三項又は第五項

別表第二又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

〇円	〇円	を に改める。	を	別表第二の二病原体の有無に関する検査の項中	新型コロナウイルス感染症	一件につき 四、一〇〇円
				新型コロナウイルス感染症	一件につき 四、二〇〇円	
〇円	〇円	〇円	〇円	別表第二の二病原体の有無に関する検査の項中	新型コロナウイルス感染症	一件につき 四、二〇〇円
〇円	〇円	〇円	〇円	別表第二の二病原体の有無に関する検査の項中	新型コロナウイルス感染症	一件につき 四、二〇〇円

別表第二の二病原体の有無に関する検査の項中

麻しん	一件につき 二、五〇〇円
新型コロナウイルス感染症	一件につき 四、二〇〇円

五〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円

(地方自治法施行令の一部改正)

第四条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の三第七項及び第七十四条の四十九の十六第二項中「保健所を設置する市又は特別区」を「保健所設置市等」に、「市長又は区長」を「保健所設置市等の長」に改める。

別表第一新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)の項及び新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令(令和二年政令第二十八号)の項を削る。

第五条 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正(沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「第四項」を「第六項」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正)

第六条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第十五号中「第六項」を「第八項」に改める。

第二章 経過措置

(協力の要請等に関する経過措置)

第七条 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という)第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「新感染症法」という)第十六条の二第二項及び第三項の規定は、改正法の施行の日以後に同条第一項の規定による協力の求めが行われた場合(附則第三条の規定により新感染症法により実施されたものとみなされる場合を除く)について適用する。

(新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表に関する経過措置)

第八条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る。附則第三条及び第五条において同じ)に係る新感染症法第

四十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めるときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る。第三項において同じ)」と、同条第三項中「第一項の規定により情報公表した感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という)前に行われた措置に係る新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十七条(第四号から第六号までを除く)若しくは第五十八条(第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く)の規定により支弁する費用、同令第三条において準用する同法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は同令第三条において準用する同法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に新型コロナウイルス感染症に関し新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により実施された措置で、新感染症法中相当する規定があるものは、新感染症法により実施されたものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の廃止に伴う経過措置)

第四条 施行日前に行われた措置に係る新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条において準用する検疫法第三十二条の規定により徴収することができる実費又は同令第三条において準用する同法第三十三条の規定により支弁し、若しくは負担する費用については、なお従前の例による。

第五条 施行日前に新型コロナウイルス感染症に関し新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条において準用する検疫法第三十二条の規定により実施された措置で、改正法第三条の規定による改正後の検疫法(以下この条において「新検疫法」という)中相当する規定があるものは、新検疫法により実施されたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 菅 義偉

厚生労働大臣 田村 憲久

総務大臣 武田 良太

田村 憲久

○厚生労働省令第二十四号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年二月三日

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 感染症に関する情報の収集及び公表 (第三条―第九条の七)</p> <p>第四章 第六 (略)</p> <p>第七章 新型コロナウイルス等感染症 (第二十三条の三―第二十三条の八)</p> <p>第八章 新感染症 (第二十三条の九―第二十七條)</p> <p>第九章 第十二章 (略)</p> <p>附則 (医師の届出)</p> <p>第三条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 診断した新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限り、第二十三条の五及び第二十三条の六において同じ。)の疑似症の患者について入院を要しないと認められる場合</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 感染症に関する情報の収集及び公表 (第三条―第九条の五)</p> <p>第四章 第六 (略)</p> <p>第七章 新型コロナウイルス等感染症 (第二十三条の三―第二十三条の五)</p> <p>第八章 新感染症 (第二十三条の六―第二十七條)</p> <p>第九章 第十二章 (略)</p> <p>附則 (医師の届出)</p> <p>第三条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p>

(傍線部分は改正部分)

新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令等の廃止)

第一条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令 (令和二年厚生労働省令第九号)

二 新型コロナウイルス感染症を検査法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三号の規定により検査法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令 (令和二年厚生労働省令第十六号)

三 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令 (令和二年厚生労働省令第七十二号)

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 (平成十年厚生省令第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第四条 (略)</p> <p>257 (略)</p> <p>8 前各項の規定は、法第十二条第八項において同条第一項及び第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項第六号中「初診年月日及び診断年月日」とあるのは「検案年月日及び死亡年月日」と、同項第九号中「診断した」とあるのは「検案した」と読み替えるものとする。</p> <p>第四条の二 法第十二条第五項の電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に前条第一項又は第二項に定める事項を内容とする情報を記録する措置であつて、法第十二条第一項又は第二項若しくは第三項 (これらの規定を同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出、報告又は通報 (以下この条において「届出等」という。)をすべき者 (以下この条において「届出等をすべき者」という。)が、自ら及び同条第五項に規定する届出等を受けるべき者が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。</p> <p>2 前項の措置が講じられたときは、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に届出等を受けるべき者に到達したものとみなす。</p> <p>3 第一項の措置が医師により講じられたときは、届出等をすべき者 (届出等をすべき者が保健所を設置する市又は特別区 (以下「保健所設置市等」という。)の長である場合にあつては、当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事及び当該保健所設置市等の長) は、第一項の記録媒体に記録された情報の内容を確認するよう努めなければならない。</p>	<p>第四条 (略)</p> <p>257 (略)</p> <p>8 前各項の規定は、法第十二条第六項において同条第一項及び第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項第六号中「初診年月日及び診断年月日」とあるのは「検案年月日及び死亡年月日」と、同項第九号中「診断した」とあるのは「検案した」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p>

第五條 (略) (獣医師の届出)

2 前項の規定は、法第十三条第七項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項第八号中「診断方法」とあるのは「検査方法」と、同項第九号中「初診年月日及び診断年月日」とあるのは「検査年月日及び死亡年月日」と、同項第十二号及び第十三号中「診断した」とあるのは「検査した」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事(保健所設置市等)にあっては、その長、第八条、第九条の二第一項、第二十条第二項第二号、第二十条の三第三項、第五項及び第六項、第二十一条(結核指定医療機関に係る部分に限る。)、第二十三条の三、第二十三条の四、第二十三条の六、第二十三条の七、第二十六条の二並びに第二十六条の三において同じ。)は、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。

4 第四条の二の規定は、法第十三条第六項において同条第一項並びに第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)(の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「次条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」と、同条第三項中「医師」とあるのは「獣医師」と読み替えるものとする。

第七條の二 第四条の二の規定は、法第十四条第四項において法第十二条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「法第十四条第二項に規定する当該患者又は当該死亡した者の年齢及び性別並びに第七条第二項

第五條 (略) (獣医師の届出)

2 前項の規定は、法第十三条第五項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項第八号中「診断方法」とあるのは「検査方法」と、同項第九号中「初診年月日及び診断年月日」とあるのは「検査年月日及び死亡年月日」と、同項第十二号及び第十三号中「診断した」とあるのは「検査した」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。第八条、第二十条第二項第二号、第二十条の三第三項、第五項及び第六項、第二十一条(結核指定医療機関に係る部分に限る。)、第二十三条の三、第二十三条の四、第二十六条の二並びに第二十六条の三において同じ。)は、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。

(新設)

(新設)

と、「報告又は通報」とあるのは「又は報告」と、同条第三項中「医師」とあるのは「指定届出機関の管理者」と、「届出等をすべき者(届出等をすべき者が保健所を設置する市又は特別区(以下「保健所設置市等」という。))の長である場合にあっては、当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事及び保健所設置市等の長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第七條の三・第七條の四 (略)

第七條の二・第七條の三 (略)

(新設)

第七條の五 第四条の二第一項及び第二項の規定は、法第十四条の二第五項において法第十二条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「法第十四条の二第三項の検査の結果及び第七條の三第四項」と、「届出、報告又は通報(以下この条において「届出等」という。)」とあるのは「報告」と、「届出等をすべき者」とあるのは「報告をすべき者」と、同項及び同条第二項中「届出等を受けべき者」とあるのは「報告を受けべき者」と読み替えるものとする。

(保健所設置市等の長に対する)法第十四条の二第二項の提出

第七條の六 指定提出機関の管理者が、保健所設置市等の長に対し、法第十四条の二第二項の規定による提出を行う場合において、同項中「同項の規定により当該指定提出機関を指定した」とあるのは「当該指定提出機関の所在地を管轄する」と読み替えるものとする。

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第八條 (略)

254 (略)

5 法第十五条第五項の規定による検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 第七條の四第二項第一号から第六号まで及び第八號の規定は、法第十五条第五項の検査について準用する。

第七條の二・第七條の三 (略)

(新設)

(法第六十四条第一項において読み替えて適用する)法第十四条の二第二項の提出

第七條の四 指定提出機関の管理者が、法第六十四条第一項において読み替えて適用する法第十四条の二第二項の規定による提出を行う場合においては、同項中「同項の規定により当該指定提出機関を指定した」とあるのは「当該指定提出機関の所在地を管轄する」と読み替えるものとする。

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第八條 (略)

254 (略)

5 法第十四条第四項の規定による検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 第七條の三第二項第一号から第六号まで及び第八號の規定は、法第十五条第四項の検査について準用する。

二 法第十五条第五項の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症に係る検査を実施する場合においては、次の表に定めるところにより、標準作業書を作成し、これに基づき検査を実施すること。

(表略)

三 法第十五条第五項の規定により三類感染症、四類感染症又は五類感染症に係る検査を実施する場合においては、次の表に定めるところにより、標準作業書を作成し、これに基づき検査を実施すること。

(表略)

6 (略)

第八条の二 法第十五条第十項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第十五条第八項の命令をする理由
- 二 法第十五条第八項の年月日
- 三 法第十五条第八項の命令を受けた者が、同条第一項若しくは第二項の規定による当該職員への質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなくこれらの規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合に、法第八十一条の規定により過料に処される旨

2 | 法第十五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前項各号に規定する事項とする。

第八条の三 法第十五条第十二項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第一による。

第九条 法第十五条第十三項に規定する報告は、同条第一項による質問又は必要な調査(次条において「質問等」という。)の結果のうち、感染原因等、感染症のまん延の状況その他の事情を考慮して重要と認めるものについて行うものとする。

2 (略)

第九条の二 法第十五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、都道府県知事が同条第一項又は第二項の規定により質問を受け、又は必要な調査を求められた者

二 法第十五条第四項の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症に係る検査を実施する場合においては、次の表に定めるところにより、標準作業書を作成し、これに基づき検査を実施すること。

(表略)

三 法第十五条第四項の規定により三類感染症、四類感染症又は五類感染症に係る検査を実施する場合においては、次の表に定めるところにより、標準作業書を作成し、これに基づき検査を実施すること。

(表略)

6 (新設)

第八条の二 法第十五条第七項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第一による。

第九条 法第十五条第八項に規定する報告は、同条第一項による質問又は必要な調査の結果のうち、感染原因等、感染症のまん延の状況その他の事情を考慮して重要と認めるものについて行うものとする。

2 (略)

(新設)

(以下この条において「質問を受けた者等」という。)の住所、勤務地その他感染原因等に関する状況を考慮して感染症のまん延を防止するため、質問等の結果を他の都道府県知事に通報する必要があると認める場合(当該質問を受けた者等の住所、勤務地その他感染原因等に関する状況を考慮して感染症のまん延を防止するため重要と認める場合に限る。)とする。

2 | 法第十五条第十四項の規定による通報は、当該通報を都道府県知事が行う場合にあっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に通報しなければならない。

- 一 質問を受けた者等の住所、勤務地その他感染原因等に関する状況を考慮して感染症のまん延を防止するため必要があると認められる地域(以下この条において「特定地域」という。)がその管轄する区域外にある場合 当該特定地域を管轄する都道府県知事(当該特定地域が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、当該特定地域を管轄する保健所設置市の長及び都道府県知事)
- 二 特定地域がその管轄する区域内における保健所設置市等の長の管轄する区域内にある場合 当該特定地域を管轄する保健所設置市等の長

3 | 法第十五条第十四項の規定による通報は、当該通報を保健所設置市等の長が行う場合にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に通報しなければならない。

- 一 特定地域が管轄都道府県知事(当該保健所設置市等の長の管轄する区域を管轄する都道府県知事をいう。以下この項において同じ。)の管轄する区域外にある場合 当該特定地域を管轄する都道府県知事(特定地域が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、特定地域を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事)及び管轄都道府県知事

二 特定地域が管轄都道府県知事の管轄する区域内における当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長の管轄する区域内にある場合 当該特定地域を管轄する保健所設置市等の長及び管轄都道府県知事

三 特定地域が管轄都道府県知事の管轄する区域内における保健所設置市等の長の管轄する区域外にある場合 当該管轄都道府県知事

4 法第十五条第十四項の規定による通報は、第八条第二項に規定する物件（特定地域において感染症のまん延を防止するため必要があると認められるものに限り）を添付して行うものとする。

(準用)

第九條の三 第四条の二第一項及び第二項の規定は、法第十五条第十五項において同条第十三項及び第十四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二第一項中「前条第一項又は第二項に定める事項」とあるのは「法第十五条第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果」と、「届出、報告」とあるのは「報告」と、同項及び同条第二項中「届出等」とあるのは「報告等」と読み替えるものとする。

第九條の四 第九條の七 (略)

第十二條 (略)

2 前項の規定は、法第二十六条において法第二十一条の規定を準用する場合について準用する。

(健康診断の勧告を行う場合等の通知事項)

第十三條 法第二十三条において準用する法第十六条の三第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 八 (略)

九 入院の勧告若しくは入院の措置をする場合にあっては入院の期間中に逃げた場合、又は入院の措置をする場合にあっては正当な理由がなく入院すべき期間の始期までに入院しなかった場合に、法第八十条の規定により過料に処される旨

(新設)

(新設)

第九條の二 第九條の五 (略)

第十二條 (略)

(新設)

(健康診断の勧告を行う場合等の通知事項)

第十三條 法第二十三条において準用する法第十六条の三第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 八 (略)

九 入院の勧告若しくは入院の措置をする場合にあっては入院の期間中に逃げた場合、又は入院の措置をする場合にあっては正当な理由がなく入院すべき期間の始期までに入院しなかった場合に、法第八十条の規定により過料に処される旨

(新設)

2 (入院患者の医療に係る費用負担の申請)

第二十條 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類については、都道府県知事は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(略)

一 法第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項の規定による協力を求められた場合にあっては、第二十三条の四第一項又は第二十六条の三第一項の規定による通知の写し

(略)

三 (感染を防止するための報告又は協力)

第二十三條の三 都道府県知事は、法第四十四条の三第一項の規定により報告又は協力を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める報告又は協力の内容、報告又は協力を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しない健康状態について報告を求め、又は感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

(略)

第二十三條の四 都道府県知事は、法第四十四条の三第二項の規定により報告又は協力を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める報告又は協力の内容、報告又は協力を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。

(新設)

(略)

2 (入院患者の医療に係る費用負担の申請)

第二十條 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、都道府県知事は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(略)

(新設)

(略)

二 (健康状態についての報告)

第二十三條の三 都道府県知事は、法第四十四条の三第一項の規定により報告を求めると、その名あて人又はその保護者に対し、求める報告の内容、報告を求めると、期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しない健康状態について報告を求め、又は感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

(略)

第二十三條の四 都道府県知事は、法第四十四条の三第二項の規定により報告を求めると、その名あて人又はその保護者に対し、求める報告の内容、協力を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面

ただし、当該事項を書面により通知しないで健康状態について報告を求め、又は感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 (略)

(感染を防止するための協力の対象となる新型インフルエンザ等感染症)

第二十三条の五 法第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条第一項又は第四十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める新型インフルエンザ等感染症は、新型コロナウイルス感染症とする。

(入院の措置等の対象となる新型インフルエンザ等感染症の患者)

第二十三条の六 法第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、新型コロナウイルス感染症の患者であつて、次に掲げるものとする。

一 六十五歳以上の者

二 呼吸器疾患を有する者

三 前号に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者

四 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者

五 妊婦

六 現に当該感染症の症状を呈する者であつて、当該症状が重度又は中等度であるもの

七 前号に掲げる者のほか、当該感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者

八 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

により通知しないで感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新型インフルエンザ等感染症の患者が療養を行う宿泊施設の基準)

第二十三条の七 法第四十四条の三第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第四十四条の三第二項の規定により都道府県知事が宿泊施設から外出しないことを求めた者(以下この条において「宿泊療養者」という。)が療養を行う居室について、一の居室の定員は、原則として一人とすること。

二 宿泊療養者の滞在する区域を職員その他の者が作業を行う区域から明確に区別することその他の感染症のまん延を防止するために必要な措置が講じられていること。

三 宿泊療養者が療養を行うために必要な設備及び備品を備えていること。

四 宿泊療養者の療養に関する業務を統括する者、宿泊療養者に対して適切な健康管理及び療養に関する指導を行うために必要な医師、保健師又は看護師その他の医療関係者並びに宿泊療養者の療養を支援するために必要な人員が確保されていること。

五 前号に掲げるもののほか、宿泊療養者の健康状態を定期的に把握し、適切な健康管理及び療養に関する指導を行うことが可能な体制が確保されていること。

六 宿泊療養者の病状が急変した場合その他の必要な場合(以下この号において「急変時等の場合」という。)に適切な措置を講じることができるよう、あらかじめ、医療機関との連携方法その他の急変時等の場合における必要な措置を定めていること。

第二十三条の八 (略)

第八章 新感染症

第二十三条の九・第二十三条の十 (略)

(新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知)

第二十五条 第十三条第一項第五号から第十九条まで及び第二項の規定は、法第四十九条において法第十六条の三第五項の規定を準用する場合について準用する。

(新設)

第二十三条の五 (略)

第八章 新感染症

第二十三条の六・第二十三条の七 (略)

(新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知)

第二十五条 第十三条第一項第五号から第十九条まで及び第二項の規定は、法第四十九条において法第十六条の三第五項の規定を準用する場合について準用する。

（感染を防止するための報告又は協力）

第二十六条の二 都道府県知事は、法第五十条の二第一項の規定により報告又は協力を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める報告又は協力の内容、報告又は協力を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しない健康状態について報告を求め、又は感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 (略)

第二十六条の三 都道府県知事は、法第五十条の二第二項の規定により報告又は協力を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める報告又は協力の内容、報告又は協力を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しない健康状態について報告を求め、又は感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 (略)

第二十六条の四 第二十三条の七の規定は、法第五十条の二第二項の厚生労働省令で定める基準について準用する。

2 (略)

（新感染症の所見がある者が療養を行う宿泊施設の基準）

第二十六條の五 (略)

2 (略)

第二十七條の五 (略)

2 (略)

3 第一項の規定は、保健所設置市等の長が法第十七条第一項及び第二項の規定によって行った結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断について準用する。

（健康状態についての報告）

第二十六条の二 都道府県知事は、法第五十条の二第一項の規定により報告を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める報告の内容、報告をを求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しない健康状態について報告を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 (略)

第二十六條の三 都道府県知事は、法第五十条の二第二項の規定により報告を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める報告の内容、報告をを求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しない健康状態について報告を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 (略)

（健康診断の通報又は報告）

第二十七條の五 (略)

2 (略)

3 第一項の規定は、保健所を設置する市又は特別区の市長又は区長が法第十七条第一項及び第二項の規定によって行った結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断について準用する。

(裏面)

別記様式第一（裏面）を次のように改める。

第十五条 都道府県知事は、感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するため必要と認めるときは、当該職員に感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第二項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第三項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第四項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第五項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第六項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第七項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第八項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第九項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第十項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第十一項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第十二項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第十三項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第十四項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第十五項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第十六項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第十七項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第十八項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第十九項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第二十項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第二十一項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第二十二項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第二十三項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第二十四項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第二十五項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第二十六項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第二十七項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第二十八項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第二十九項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第三十項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第三十一項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第三十二項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第三十三項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第三十四項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第三十五項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第三十六項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第三十七項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第三十八項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

第三十九項の調査は、当該職員が感染の発生を予防し、又は感染の発生を防止するための必要な調査をさせることができる。

(注意) この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出る。二 当該職員でなくなったときは、厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に返還すること。

(医療法施行規則の一部改正)
第三条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一条の十四 (略)</p> <p>256 (略)</p> <p>7 法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。ただし、第五号に掲げる場合にあつては、同号に規定する医療の提供を行う期間(六月以内の期間に限る。)に係る場合に限る。</p> <p>一5四 (略)</p> <p>五 都道府県の区域内において診療所を開設した者が、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から同法第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において医療の提供を行うことを目的として、診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他第五項各号に掲げる事項を変更しようとするとき。</p> <p>8512 (略)</p>	<p>第一条の十四 (略)</p> <p>256 (略)</p> <p>7 法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。ただし、第五号に掲げる場合にあつては、同号に規定する医療の提供を行う期間(六月以内の期間に限る。)に係る場合に限る。</p> <p>一5四 (略)</p> <p>五 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十八条第一項に規定する特定都道府県の区域内において診療所を開設した者が、同法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他第五項各号に掲げる事項を変更しようとするとき。</p> <p>8512 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和三年法律第五号)の施行の日(令和三年二月十三日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の様式(次条において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省告示第三十五号

新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、令和三年二月十三日から適用する。

令和三年二月三日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

（感染症指定医療機関医療担当規程の一部改正）

第一条 感染症指定医療機関医療担当規程（平成十一年厚生省告示第四十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（退院時の指導）</p> <p>第九条 感染症指定医療機関は、二類感染症に係る措置患者等について、法第二十六条第一項において準用する法第二十二條第一項の規定により入院に係る感染症の症状が消失したことをもって退院が行われるときは、当該患者に対して、当該感染症のまん延を防止するために必要な指導を行わなければならない。</p>	<p>（退院時の指導）</p> <p>第九条 感染症指定医療機関は、二類感染症に係る措置患者等について、法第二十六条において準用する法第二十二條第一項の規定により入院に係る感染症の症状が消失したことをもって退院が行われるときは、当該患者に対して、当該感染症のまん延を防止するために必要な指導を行わなければならない。</p>

(感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部改正)
第二条 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(平成十一年厚生省告示第百十五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>なお、本指針については、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、法第九条第三項に基づき、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。</p> <p>第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項</p> <p>一 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地方衛生研究所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第七條の四及び第八條の規定に基づき整備し、管理することが重要である。このほか、国及び都道府県等は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術支援等を実施することが重要である。</p> <p>二五 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>なお、本指針については、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、法第九条第三項に基づき、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。</p> <p>第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項</p> <p>一 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地方衛生研究所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第七條の三及び第八條の規定に基づき整備し、管理することが重要である。このほか、国及び都道府県等は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術支援等を実施することが重要である。</p> <p>二五 (略)</p>
<p>(消費税法施行令第十四條の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部改正)</p> <p>第三条 消費税法施行令第十四條の三第一号の規定に基づき厚生労働省告示第百二十八号)の一部を次の表のように改正する。</p>	
<p>改正後</p> <p>附則 第三に掲げる施設において雇用される保育に従事する者(第三の二に規定する都道府県</p>	<p>改正前</p> <p>附則 第三に掲げる施設において雇用される保育に従事する者(第三の二に規定する都道府県</p>

知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。)について、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、第三の二に掲げる事項を満たすかどうかの判定を行うものとする。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百三條第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合(平成二十年厚生労働省告示第三百七十四号)の一部を次の表のように改正する。)

第四条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百三條第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合(平成二十年厚生労働省告示第三百七十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前								
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百三條第三項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬品、医療機器又は再生医療等製品は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項に規定する厚生労働大臣が定める場合は、同表の上欄に掲げる医薬品、医療機器又は再生医療等製品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>医薬品、医療機器又は再生医療等製品</td> <td>場合</td> </tr> <tr> <td>細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)、沈降インフルエンザワクチン(平成十年法律第百十四号)第六條第七項第一号に規定する</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</td> </tr> </table>	医薬品、医療機器又は再生医療等製品	場合	細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)、沈降インフルエンザワクチン(平成十年法律第百十四号)第六條第七項第一号に規定する	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百三條第三項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬品、医療機器又は再生医療等製品は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項に規定する厚生労働大臣が定める場合は、同表の上欄に掲げる医薬品、医療機器又は再生医療等製品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>医薬品、医療機器又は再生医療等製品</td> <td>場合</td> </tr> <tr> <td>細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)、沈降インフルエンザワクチン(平成十年法律第百十四号)第六條第七項に規定する新型イ</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</td> </tr> </table>	医薬品、医療機器又は再生医療等製品	場合	細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)、沈降インフルエンザワクチン(平成十年法律第百十四号)第六條第七項に規定する新型イ	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
医薬品、医療機器又は再生医療等製品	場合								
細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)、沈降インフルエンザワクチン(平成十年法律第百十四号)第六條第七項第一号に規定する	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律								
医薬品、医療機器又は再生医療等製品	場合								
細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)、沈降インフルエンザワクチン(平成十年法律第百十四号)第六條第七項に規定する新型イ	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律								

エンザワクチン（H5N1株）及び乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン（H5N1株）	新型インフルエンザ又は同項第二号に規定する再興型インフルエンザの発生が確認され、直ちに、ワクチンの製造を行う必要がある場合
エンザワクチン（H5N1株）及び乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン（H5N1株）	インフルエンザ等感染症の発生が確認され、直ちに、ワクチンの製造を行う必要が生じた場合

（新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型コロナウイルス等対策特別措置法第四十五條第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設の一部改正）

第五條 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型コロナウイルス等対策特別措置法第四十五條第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設（令和二年厚生労働省告示第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十一条第一項第十五号の規定を適用する場合には、同号に掲げる施設は、同項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十四号に掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないものとする。	改 正 前	新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の第二項の規定により新型コロナウイルス感染症（同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）を同法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十一条第一項第十五号の規定を適用する場合には、同号に掲げる施設は、同項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十四号に掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないものとする。
-------	---	-------	--

（新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置の一部改正）

第六條 新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置（令和二年厚生労働省告示第百七十六号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十二条第六号の規定を適用する場合においては、同号の感染の防止のために必要な措置は、施設の換気とする。	改 正 前	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の第二項の規定により新型コロナウイルス感染症（同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）を同法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十二条第六号の規定を適用する場合においては、同号の感染の防止のために必要な措置は、施設の換気とする。
-------	---	-------	--

（新型コロナウイルス等対策特別措置法第四十八條第一項に規定する臨時の医療施設において同法第三十八條第一項に規定する特定都道府県知事が提供する医療に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬の一部改正）

第七條 新型コロナウイルス等対策特別措置法第四十八條第一項に規定する臨時の医療施設において同法第三十八條第一項に規定する特定都道府県知事が提供する医療に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬（令和二年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	新型コロナウイルス等対策特別措置法第三十一条の二第二項に規定する臨時の医療施設において都道府県知事が提供する医療に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬	改 正 前	新型コロナウイルス等対策特別措置法第四十八條第一項に規定する臨時の医療施設において同法第三十八條第一項に規定する特定都道府県知事が提供する医療に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬
-------	---	-------	--